

# 新潟市議会ハラスメントの防止等に関する条例（素案） 概要

## 第1章 総則

条	項目	具体的施策の概要
第1条	目的	議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを防止及び根絶する
第2条	定義	ハラスメントの定義
第3条	適用範囲	議員間、議員と職員、議員と市民、議員と議員になろうとする者、議員になろうとする者と市民の間 におけるハラスメント
第4条	議員の責務	率先して、議会からハラスメントを根絶するよう取り組む
第5条	議長の責務	ハラスメントの防止及び根絶に努め、ハラスメントの問題が生じた場合は迅速かつ適切に必要な措置を講じる
第6条	市民の責務	ハラスメントの防止及び根絶に協力するよう努める
第7条	啓発、研修等	議員及び議会事務局の職員等への研修の実施

## 第2章 相談体制

条	項目	具体的施策の概要
第8条	相談体制の整備	ハラスメント相談窓口の整備
第9条	相談事案への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談員による必要な調査の実施、調査結果の報告</li><li>・第三者で構成するハラスメント審査会</li></ul>
第10条	調査の協力	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査に協力する者…申立人、被申立人・関係者（議員及び職員に限る）</li><li>・調査に協力するよう努める者…被申立人・関係者（市民及び議員になろうとする者に限る）</li></ul>

## 第3章 防止措置等

条	項目	具体的施策の概要
第11条	防止措置等	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係改善の促し、注意の喚起、ハラスメントをしないよう求める</li><li>・被害の継続や、再発防止のためやむを得ないとき、事実の公表</li></ul>

## 第4章 雑則